

[illegible]

					決定区分				(根拠規定) 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
4	R8. 1. 12	R8. 2. 6	豊島都税事務所の固定資産税に関する事務について、職員名がわかる資料															本件開示請求の対象は、都民情報ルームにある「東京都職員名簿」により閲覧可能である。そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定する「一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書」に該当することから、公文書の開示をしない。	主税局豊島都税事務所固定資産税課
5	R8. 1. 28	R8. 2. 4	・東京都特別区令和7年度地籍図（shapeデータ） ・東京都特別区令和6年度家屋形状（shapeデータ）	1	1														主税局資産税部固定資産評価課
6	R7. 12. 19	R8. 2. 13	東京都の固定資産台帳の電磁的記録の最新分 ※ csv やエクセル等の表形式のデータがある場合はそれを対象とする。 ※ 当該情報の情報時点もお示しください。				1											都においては、地方税法第380条第1項に定められる固定資産課税台帳の備付けを、地方税法第380条第2項及び東京都都税条例施行規則第25条の定めるところにより、課税マスターファイルの備付けにより行っている。 地方税法第382条の2に定められる固定資産課税台帳の閲覧においては、閲覧の申請がある度に、その都度課税マスターファイルに記録された情報をもとに閲覧用の課税台帳を生成している。よって、課税台帳は電磁的記録として常に保有しているものではない。以上のとおり、当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため、不開示とする。	主税局資産税部固定資産税課
7	R7. 12. 17	R8. 2. 13	2025 年 4 月 1 日から2025 年 4 月 30 日に登記所から取得した「発行済通知書一覧」の電磁的記録	1	1				1	1				1				【開示しない部分】 「登記済通知書一覧」の電磁的記録のうち、受付年月日、受付番号、物件及び不動産番号 【開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由】 ・他の情報と照合することで、特定の個人及び法人を識別可能であり、また公にすることで、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号該当） ・不動産登記簿に記載される情報であり、これを開示することで、不動産登記法により体系的に構築された不動産登記簿の閲覧制度の趣旨を大きく損ない、東京法務局の適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。（東京都情報公開条例第7条第6号該当）	主税局資産税部固定資産税課
8	R8. 2. 9	R8. 2. 18	・東京都特別区令和7年度地籍図（shapeデータ） （マスターデータは、地籍図Shapeデータに含まれています） ・東京都特別区令和6年度家屋形状（shapeデータ）	1	1														主税局資産税部固定資産評価課
9	R8. 1. 29	R8. 2. 12	私の持ち家である住所〇〇に不正法人登記されており、その法人の情報（できるだけ詳細）開示を求める。				1											請求に係る公文書は、東京都で作成及び取得しておらず、存在しないため。	千代田都税事務所 法人事業税課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。